



Global Tax Update

インド

税理士法人トーマツ

2015年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 移転価格に関する Vodafone 判決:インド政府が異議申立てを断念¹

「インド子会社から外国親会社への株式発行に係る株式プレミアムは資本取引であり、インドにおいて課税所得には該当しない」とするボンベイ高等裁判所の Vodafone 訴訟判決については [2014年12月のニュースレター](#)に掲載したとおりである。

インド政府は、ボンベイ高等裁判所の上記判決を受入れ、本件についてはこれ以上争わないことを決定した。これにより、株式プレミアムの課税可否に関する判決が確定した。

2. 物品サービス税導入:憲法改正法案を議会に提出²

インド下院に提出された憲法改正法案の主要点は以下のとおりである。当該法案が認可されると、インドにおける物品サービス税(Goods and Services Tax: 以下「GST」)の導入が可能となる。

- 物品およびサービスに関する法律を策定する権限は中央政府および州政府両方にそれぞれ付与される
- 物品およびサービスの州間取引に対しては、現行の間接税を統合した物品サービス税が課税される
- 州間商取引(インド国外からの輸入を含む)における物品およびサービスの提供には物品サービス税が課税され、中央政府が当該税を徴収する。徴収された税は中央政府および州政府の間で配分される
- 物品サービス税は、物品およびサービス(人が消費する酒類を除く)の提供すべてに課される
- 石油製品については、物品サービス税協議会(GST Council)からの提案に基づき通知される日まで、物品サービス税は課税されない
- 物品サービス税の導入により、中央政府および州政府が従来課税してきた次の間接税が廃止される

1 出典: 2015年1月29日付の直接税中央委員会(CBDT) Instruction No. 2/2015

2 出典: 2014年12月19日に2014年憲法改正法案(122番目)が下院(Lok Sabha)に提出された。

中央政府が課税する間接税	州政府が課税する間接税
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中央物品税 ➤ サービス税 ➤ 追加物品税 ➤ 1955 年医薬品およびトイレ備品に係る物品税に関する法に基づき課税される物品税 ➤ 追加関税および特別追加関税 ➤ 物品およびサービスの提供に関係する中央政府教育目的税および加算税 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 付加価値税・売上税 ➤ 娯楽税(地方自治体による課税を除く) ➤ 中央売上税 ➤ 物品入市税(octroi)および入境税 ➤ 購入税 ➤ 奢侈税 ➤ 宝くじ、賭博およびギャンブルに対する課税 ➤ 物品およびサービスの提供に関係する州政府教育目的税および加算税

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

シニアマネジャー Sharad Goyal

sharad.goyal@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

本部・東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

URL: www.deloitte.com/jp/tax-co

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。